

# 地籍調査事務支援システム賃貸借 仕様書

かほく市産業建設部農林水産課

令和7年5月



# 第一章 総 則

(目的)

第1条 本仕様書は、かほく市（以下「発注者」という。）が実施する地籍調査事業を効率的、且つ円滑に進める上で必要な地籍調査事務支援システム（以下「本システム」という。）を 受注者 が適正且つ円滑に納入する上で必要となる事項を定める事を目的とする。

(概要)

第2条 「地籍調査事務支援システム賃貸借」（以下「本業務」という。）の概要は次のとおりとする。

設置場所	石川県かほく市宇野気ニ81番地 かほく市役所 産業建設部農林水産課
賃貸借期間	60ヶ月間（令和7年7月1日～令和12年6月30日迄）
支払い	賃貸借料金を月末日に発注者に請求するものとする。

(地籍調査事務支援システムの定義)

第3条 本業務におけるシステムとは、下記(1)～(2)の内容を有するものとし、その仕様及び詳細については、第二章によるものとする。

(1) ハードウェア

: 下記(2)を動作させる機器等。

(2) ソフトウェア

本システムは、下記①の内容を有するものとし、各々の機能については、第二章によるものとする。

① E 工程事務支援システム：地籍調査票及び地籍簿案等を作成及び管理が行えるソフト。

(準拠する法令等)

第4条 本システムの仕様は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に準拠しているものとする。

- (1) 国土調査法
- (2) 国土調査法施行令
- (3) 国土調査法による不動産登記に関する政令
- (4) 地籍調査作業規程準則
- (5) 地籍調査作業規程準則運用基準
- (6) 基準点測量作業規程準則
- (7) 地籍簿の様式を定める省令
- (8) 地籍図の様式を定める省令
- (9) 地籍調査事業の工程管理及び検査の手引
- (10) 数値地籍情報の記録形式等について
- (11) 地籍調査成果の数値情報化実施要領
- (12) 地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例
- (13) 地籍調査成果電子納品要領及び地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン
- (14) 測量法
- (15) 不動産登記法等関連法規
- (16) 地籍基本調査成果電子納品要領
- (17) その他関係法令等
- (18) かほく市財務規則

(守秘義務と個人情報の保護に関する義務)

第5条 本システムの導入及び運用において、地籍調査に関わる全ての個人情報の取り扱いには十分な体制にて管理するものとする。なお、本システムの導入にあたり知り得た発注者の一切の情報について、第三者に漏洩してはならない。

(成果品の検査・納品)

第6条 本業務の成果品の検査については、本システムを納入後、発注者の検査を受けるものとする。万が一、発注者から本仕様書に適合しないものとして修正の指示があった場合は、受注者はこれを速やかに修正し、再検査の合格をもって完了するものとする。

(業務の完了)

第7条 本業務の完了は、第五章に定める成果品を納品し、検査に合格した時をもって完了とする。なお、この際受注者は次の書類を作成し、提出するものとする。

(1) 完了届(納品書)

(疑義)

第8条 本システムの導入にあたり、本仕様書に記載のない事項、又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議し、協議結果に基づき本システムを納入するものとする。

## 第二章 システム

(ハードウェアの仕様)

第9条 受注者が導入するハードウェアは、別紙「ハードウェア仕様書」の条件を満たすものとする。

(ソフトウェアの仕様)

第10条 本システムは下記の機能を有するものとする。

(1) システムの基本機能

機能名	内容
国土調査の知識	国土調査事業事務取扱要領等の関係法令を熟知し、これの改正に直ちに対応できること。
セキュリティ	・システム起動時にログイン・パスワードを入力し、ユーザー認証が行えること。 ・ユーザーがログインした日時、実施した処理内容、アクセスしたデータ名などを時系列に記録することができ、一覧として出力できること。 ・コンピュータ単位、システム単位、ファイル単位のバックアップ及びリストアができること。

(2) E 工程事務支援システム

機能名	内容
地区管理	年度単位でデータを管理でき、同年度で2地区以上の処理が可能であること。
調査前データ項目	大字、字、地番、地積(第1～第4)、地目(第1～第4)、所有者、土地管理者、宛名、相続人、共有者、権利、調査図番号、農振区分、隣接地番区分、地籍調査票摘要、立会日程

機能名	内 容
調査後データ項目	大字、字、地番、地積、地目、所有者、管理者、共有者、地図番号、保留区分及び保留理由、法務局地図番号、異動原因及び日付
調査前データ取込	課税データなどの任意のCSVファイルを調査前データとして取り込めること。
法務局要約書データの取込	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務局から提供される要約書データを調査前データとして直接取り込めること。</li> <li>・要約書イメージで印刷できること。</li> <li>・外字箇所を抽出できること。</li> </ul>
立会日程の登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立会日程登録ができ、立会通知書、立会日程表の出力ができること。</li> <li>・大字単位、字単位、地番の範囲指定により一括にて立会日程の登録ができること。</li> </ul>
異動事由の入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異動事由のリストをマウスでクリックすることにより簡単に入力でき、矛盾があった場合、エラーメッセージを表示できること。</li> <li>・土地の所在、所有者、地目、権利、農振区分により合筆チェックが入力時に行えること、また、エラーがある場合、エラー原因を表示するとともに、ダイレクトに関連する調査前データを表示し、修正できること。</li> </ul>
帳票出力	<p>下記の帳票が出力できること。また、帳票データをCSV形式に出力及び帳票イメージをそのままEXCELに出力できること。</p> <p>① 調査前</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査前地番一覧表 ・地籍調査票 ・標札 ・所有者別地積表</li> <li>・タックシール ・土地管理者名簿 ・権利一覧表</li> <li>・共有者氏名表 ・共有者氏名表一筆単位 ・立会通知書</li> <li>・所有者別立会日一覧表 ・相続人一覧表 ・説明会参加者名簿</li> <li>・立会名簿 ・立会受付簿</li> </ul> <p>② 調査後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地籍調査票 ・地籍調査票綴り ・所有者別地積表 ・閲覧書</li> <li>・権利者別閲覧書 ・地籍簿 ・地籍簿綴り ・地籍簿点検リスト</li> <li>・合筆調書 ・分筆調書 ・所有者別索引表 ・共有者氏名表</li> <li>・共有者氏名表一筆単位 ・土地管理者名簿 ・相続人一覧表</li> </ul> <p>③ 認証書類及び各種資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地目別筆数面積変動表 ・地目別筆数面積変動表</li> <li>・実施地区面積別筆数表 ・字変更調書</li> <li>・異動項目別筆数面積表 ・地図番号一覧表</li> <li>・不立会地調書 ・住所不明所有者調書</li> <li>・不所在地調書 ・筆別面積変動表 ・地図番号別地番一覧表</li> <li>・農地変更調書（農業委員会用資料）</li> <li>・縮尺決定の為の筆数調書 ・各種工程管理検査調書</li> </ul>
データチェック	調査前、調査後データを法令、準則と矛盾がないか等、一括点検し、エラーのある地番をリストからクリックすることにより、関連する入力画面が表示されダイレクトに修正できること。
ファイリング機能	地積測量図、地籍調査票、現地写真等の写真やPDFファイル等データを各筆にファイリング管理できること。
地積・地図番号の取込及び測量データとのチェック	地籍フォーマット2000より、調査後の地積・地図番号が取り込めると同時に、測量データの地番との整合チェック（一方にあって一方にない）が行えること。
認証済み地区の管理	認証済み地区はデータの変更ができないように設定できること。
データ出力	管理する全てのデータをCSV形式に出力できること。

(既存システムからのデータ移行)

第 11 条 発注者が現在使用するシステムの地籍簿データ及び地籍図データ及び関係する全てのデータを変換・移行し、受注者が納入するシステムにおいて、仕様に応じた運用ができるものとする。  
なお、移行に関わる作業に必要となるデータについては、発注者よりCD-ROM等により受注者に貸与するものとする。

(設定作業)

第 12 条 受注者は、全ての設定作業を完了したシステムを、出張作業により発注者の指定する運用場所に設置するものとする。

(操作説明)

第 13 条 本システムの導入後、システムの操作説明を行うものとする。

### 第三章 成 果 品

(成果品)

第 16 条 納入すべき成果品は、本仕様書に適合する地籍調査事業支援システムとする。